

公益財団法人水道技術研究センター 受託等事業における経費見積単価規程

平成 27 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人水道技術研究センター（以下「センター」という。）が受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な経費の見積りに適用する単価について、必要な事項を定めることを目的とする。

(総則)

第 2 条 受託等事業の実施に必要な経費の見積りは、この規程に定めるところにより計算する。

2 受託等事業における契約額は、この規程に基づき見積る額による。ただし、当該受託等事業を委託又は発注する者の事情により、この規程に基づき見積る額により契約を締結できない場合は、委託又は発注する者とセンターとの間で協議する。

(労務費)

第 3 条 労務費は、当該受託等事業に従事する役職員の人件費単価による。

2 人件費単価は、国土交通省が公表する設計業務委託等技術者単価（以下「国土交通省単価」という。）を用いる。

3 国土交通省単価における技術者の職種とセンター役職員の職位の対比については、別表 1 に定めるとおりとする。

4 当該受託等事業に従事する役職員が派遣労働者であるときは、派遣元との間の約定に基づく時間単価を人件費単価として用いる。

5 労務費の額は、当該受託等事業に従事する人日あるいは時間に人件費単価を乗じて得た額とする。

(その他の経費)

第 4 条 労務費のほか、謝金、旅費、その他受託等事業の実施に必要な経費については、原則、センターが別途定める規程により計算する。

(その他)

第 5 条 この規程に定めのない事項又は受託等事業の契約において特別の事項がある場合は、理事長が別途定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

国土交通省単価における 技術者の職種	センター役職員の職位
主任技術者	理事長
理事、技師長	専務理事、常務理事
主任技師	主席研究員、主幹、参与
技師（A）	部長
技師（B）	
技師（C）	主任研究員
技術員	研究員